

1・宮城県における平成24年度の活動

小谷 竜介 宮城県教育庁 文化財保護課 技術主査

0. はじめに

宮城県では、昨年度報告しているとおり、平成23年7月をもって常駐体制が解除された現地本部の機能を引き継ぐことを目的に発足した宮城県被災文化財等保全連絡会議（以下「連絡会議」）の活動が県内における文化財レスキュー事業の中心となっている。その主要な活動は大きく二つに分けられる。第一は、レスキューした資料の保存環境および処置状況の確認である。今年度は、文化財保存修復学会の協力も得ながら修理仕様の作成にも関わった。第二は新規のレスキュー案件への対応である。このことについては後述するが、震災から1年以上経ても、こうした新たな案件があったことはショックでもあったが、まだまだ文化財の救済活動も必要であることを実感した。

1. 被災ミュージアム事業

こうした状況の中で、県教委としては、直接文化財レスキュー事業と関わるものではないが、文化庁の国庫補助事業、被災ミュージアム再興事業の補助事業者として、被災した博物館資料の保全に関わることとなった。この事業では、石巻文化センターなど、津波被災により、施設のみならず、資料に壊滅的な被害を受けたミュージアムや地震被害を受けたミュージアムが再興するために必要な事業が対象となる。その多くが文化財レスキュー事業により一時保管先への移送などを行ったこともあり、文化財レスキュー事業により救済が完了した資料を主な対象として、被災ミュージアム再興事業は実施された。

同時に本県は内陸部の地震被害も大きかった。内陸の市町村は沿岸部に遠慮したのか、文化財レスキュー事業でも対象案件がほとんど上がってこなかった。実際には倒壊した資料館や、収蔵庫内から空が見えるような被害を受けた収蔵庫など、大きな被害が発生している。いずれも市町村の教育委員会の職員が中心となって保全作業が行われたが、使用されていない公共施設にひとまず入れただけ、という

状況にある。こうした、文化財レスキュー事業の救援リストには掲載されていない案件も含め、被災ミュージアム再興事業で対処していくことになる。

2. 新規の案件

本報告書で宮城県被災文化財等保全連絡会議の報告にあるように、震災から1年以上経た今年度に入ってもまったくの新規案件の情報が寄せられ、また昨年度来継続していた案件についての救援活動の実施などが行われた。また、宮城歴史資料保全ネットワークの活動でも今年度の活動が報告されており、県内ではまだ文化財被災への対応が終わっていないことを実感させられる。もちろん、ある程度時間がかかることは、本事業を開始した後から予想されていたが、被災地には、文化財等とされる、本事業の対象がまだ残されている状況にあり、現地での活動体制を維持していく必要がある。そしてその多くは、こうした資料が救済の対象になるということが知られていないということが背景にあるものと思われ、事業の内容や成果について広報を積極的に行うなど、広く周知することが必要であろう。

3. 今後の課題

本県では、文化財レスキュー事業以外にも、多くの自治体が、行政として被災文化財の救済活動を実施している。それは、それらの市町村が本事業に関心を持たなかっただけではなく、そもそも、文化財レスキュー事業が、大きく二つのフェーズから成っていたことを示していると思われる。それは、県の教育委員会が整理した大規模な案件と、既に調査をされていた、または今回新たに所有者からの要請があった個人の資料群である。後者については宮城歴史資料保全ネットワークや市町村教育委員会が主として救済にあたり、一定の成果を上げている。その背景には、これまで各所で指摘されているとおり、震災前からの地道

な活動の成果がある。同様に、市町村が独自に行ってきた活動も、域内の文化財の所在状況の把握など日常的な活動に寄っているものである。

文化財レスキュー事業は、その点でこうした活動の上に乗って立つものであったが、事業そのものの周知が足りず、分化した活動となってしまった部分も生じてしまった。その中で、ミュージアムの学芸員と市町村教育委員会の文化財担当者により構成される連絡会議は、今後の活動について重要な役割を担っていくことになる。現在は文化財レスキュー事業および被災ミュージアム再興事業を遂行のための有期の組織となっているが、長期間になることが予想される中で所有者に資料を戻していくための活動に対しては、連絡会議の活動を安定的なものにするとともに、恒常的なものにしていく必要があるように思われる。更にいえばそれは、東日本大震災への対応だけではなく、宮城では必ず起こる次の地震、津波に向けても必要であろう。